

船橋市入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、船橋市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者、建設会社の社員であった者及び船橋市職員であった者は、委員に委嘱してはならない。

2 委員が任期中に特定の建設会社と密接に関係のある者となる場合には、速やかに改任を行う。

(定例会議提出資料)

第3条 要綱第2条第1号に規定する委員会へ報告する資料は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 会議開催の月が属する前の半期の間市長が発注した建設工事一覧表
- (2) 会議開催の月が属する前の半期の間市長が行った指名停止業者一覧表
- (3) 会議開催の月が属する前の半期の間船橋市公共工事の入札及び契約過程に係る苦情処理要領に基づき書面により行った苦情処理一覧表
- (4) 会議開催の月が属する前の半期の間市長が行った低入札価格調査実施要領に基づく調査内容一覧表
- (5) その他必要と認める入札及び契約手続に関する資料

2 前項第1号の建設工事一覧表は、入札及び契約の方式別に整理し、工事名、工事場所、予定価格、契約金額、工事担当課、工期、業種及び契約の相手方等を記載する。

(事案の抽出)

第4条 要綱第2条第2号に規定する委員会において審議する事案の抽出は、前条第1項の中から、入札及び契約の方式別に、委員会が事前に行う。

2 要綱第6条により事案の抽出を委員に委任するときは、定例会議において行う。

(抽出事案の審議)

第5条 抽出事案の審議は、抽出案件に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等が適切に行われているかどうかについて行う。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、意見の具申又は勧告を行うに当たり必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め、説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(再苦情申立ての却下の委任)

第7条 要綱第9条に規定する再苦情申立ての却下について、次に掲げる事由に該当する場合は、委員会の意見を聴かずに、市長において却下することができる。

- (1) 申立期間を徒過したもの

(2) 一次苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

(3) 一次苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

2 市長は、前項により却下の決定を行った場合は、次の会議において報告しなければならない。

(事情聴取)

第8条 委員会は、再苦情処理を行うにあたり必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、事情聴取をすることができる。

(会議の特例)

第9条 緊急やむを得ない事情等により委員会が開催できない場合、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

(入札手続の執行)

第10条 再苦情の申立ては、原則として、入札及び契約手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成16年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。